

## 愛甲石田駅重点整備地区交通安全特定事業計画

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また、伊勢原市交通バリアフリー基本構想に即して、愛甲石田駅重点整備地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

### 記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間(別添周辺地図参照)  
愛甲石田駅南口から伊勢原農協石田支店前交差点までについての道路の区間  
市道89号線(愛甲石田駅東口から伊勢原農協石田支店前交差点まで)
- 2 前記道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間  
愛甲石田駅南口から伊勢原農協石田支店前交差点までについての道路の区間
  - (1) 実施事業内容  
標識・標示の高輝度化
  - (2) 実施予定期間  
平成18年度から平成22年度まで(道路特定事業に合わせて実施予定)
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
  - (1) 音響式信号機については、個々の交差点について必要性を検討しながら整備を進める。
  - (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保  
交通規制実施に当たっては、周辺の交通規制について、交通流の整序化が図られるように、周辺道路への与える影響を常に調査し、必要な交通規制の見直しを実施する。
  - (3) 違法駐車行為の防止のための事業における配意事項  
違法駐車取締り、違法駐車防止についての広報・啓発活動等に関し関係機関・団体と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

# 愛甲石田駅周辺重点整備地区

